**予　防　規　程**

（　顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所用　）

（会 社 名）

|  |
| --- |
|  |

（店 舗 名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　給　油　所

|  |
| --- |
|  |

（設置場所）

|  |
| --- |
|  |

**（　　　　　　　　　　）給油取扱所　予防規程**

**第１章　総則**

（目的）

第１条　この規程は、消防法第１４条の２に基づき、（　　　　　　　　　　　）給油　取扱所（以下「当所」という。）における危険物の取り扱い作業その他防火管理に必　要な事項について定め、もって火災、危険物の流出、震災等の災害の発生を防止する　ことを目的とする。

（適応範囲）

第２条　この規程は、当所全域及び当所に出入りするすべての者に適用する。

（遵守義務）

第３条　当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

（告知義務）

第４条　当所の従業員は、当所に出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容　を告知し、遵守させなければならない。

（規程の改正）

第５条　当所の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、この規程　を改正しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、　火災予防上支障のないようにしなければならない。

２　所有者等は、この規程を改正したときは、岐阜市長に変更の申請をして認可を受け　なければならない。ただし個人名の変更にあってはこの限りではない。

**第２章　保安の役割分担**

（組織）

第６条　当所における安全管理を円滑、かつ効果的に行うため、別表１のとおり保安の　役割分担を定めるものとする。

２　所有者等は、危険物保安監督者が旅行、疾病その他の事故等によってその職務を行　うことができない場合に、その職務を代行する者を危険物取扱者（甲種又は乙種危険　物取扱者に限る）の中から、あらかじめ指定しておかなければならない。

（所長の責務）

第７条　所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとと　もに、施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

（危険物保安監督者の責務）

第８条　危険物保安監督者は、消防法令を遵守するとともに、この規程の定めるところ　により危険物の保安の維持確保に努めなければならない。

（危険物取扱者の責務）

第９条　危険物取扱者は、消防法令を遵守するとともに、この規程の定めるところによ　り危険物の貯蔵及び取り扱い作業の安全の維持確保に努めなければならない。

（従業員の遵守事項）

第１０条　従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及　び危険物取扱者の指示に従い、適切な危険物の取り扱い作業及び危険物施設の維持確　保に努めなければならない。

（監視者の職務）

第１０条の２　監視者は、第１１条の２の定めるところにより、顧客自らの給油作業又　は容器への詰め替え作業（以下「顧客の給油作業等」という。）を監視し、及び制御　し、並びに顧客に対し必要な指示等（以下「監視等」という。）を行わなければなら　ない。

２　同時に複数の従業員により前項の監視等を行う場合には、そのうち１名を甲種及び　乙種危険物取扱者とし、他の者は危険物取扱者の指揮下で監視等を行わなければなら　ない。

３　監視等を行う危険物取扱者等の氏名等は見やすい箇所に掲示しなければならない。

**第３章　危険物の貯蔵及び取扱の基準等**

（貯蔵及び取扱基準）

第１１条　危険物を貯蔵、又は取り扱う場合は、消防法令の定めるところによるほか、　特に次の事項に留意しなければならない。

①　危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必　ず立ち会うこと。

②　給油又は注油を行うときは、必ず顧客等が求める油種を確認するとともに、その場　を離れないこと。

③　移動タンク貯蔵所からの専用タンクに荷卸しするときは、当所の危険物取扱者が必　ず立ち会い、危険物の種類、数量を確認し、危険物のもれ、あふれ又は飛散しないよ　うに監視すること。

④　火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等はみだりに使用しないこと。

⑤　危険物を給油し、又は積み降ろすときは、自動車等のエンジン停止を確認すること。

⑥　灯油を容器に小分けするときは、当該容器が消防法令で定める基準に適合したもの　であること確認し、又注油済みの容器については、その場に放置しないこと。

⑦　給油又は注油の業務、自動車等の転回、地下タンクヘの危険物の荷卸し作業の支障　となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。

⑧　危険物取扱者が不在となる場合は、給油業務は行わないこと。

（顧客自らの給油作業等の取扱基準）

第１１条の２　顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しく　は軽油を容器に詰め替えさせる場合においては、消防法令及び別に定めるところによ　るほか、特に次の事項に留意しなければならない。

①　監視者は、顧客の給油作業等を適切に監視すること。

②　監視者は、顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。

③　監視者は、顧客の給油作業等が開始されるときには、火気がないことその他安全上　支障がないことを確認した上で、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

④　監視者は、顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用　固定注油設備（以下「顧客用固定給油設備等」という。）のホース機器が使用されて　いないときには、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

⑤　非常時その他安全上支障があると認められる場合には、所内のすべての固定給油設　備及び固定注油設備における危険物の取り扱いが行えない状態にすること。

⑥　火災を覚知した場合には、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

（顧客用固定給油設備等の給油量及び給油時間の上限の設定）

第１１条の３　顧客用固定給油設備等の１回の給油量及び給油時間の上限を次のとおり　設定しなければならない。

　　・ガソリン　　　　　　　　（　　　　）リットル以下　（　　　　）分以下

　　・灯油 （　　　　）リットル以下　（　　　　）分以下

　　・軽油 （　　　　）リットル以下　（　　　　）分以下

　　・軽油専用固定給油設備 （　　　　）リットル以下　（　　　　）分以下

　　　　　　　の高速ポンプ

（荷卸し中に固定給油設備等を使用する際の留意事項）

第１１条の４　荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策、危険物の取扱作業の立会及び監視その他の保安のための措置は次の事項に留意すること。

①　荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策は次のとおりとする。

　　・専用タンクに接続する固定給油設備の給油ノズル及び固定注油設備の注油ノズルは、満量停止装置を設ける。

　　・専用タンク及び専用タンクに危険物を注入する移動タンク貯蔵所は、コンタミ防止装置を設ける。

②　危険物取扱者は、危険物の取扱作業の立会及び監視業務を同時に行うことが想定されることに留意すること。

・専用タンクへの荷卸し作業の立会い。

・給油又は灯油等の詰め替え等の危険物取扱い作業

・危険物取扱者以外の従業員又は顧客（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に限る。）が行う危険物の取扱作業に対する立会い及び監視行為。

（単独荷卸しの際の留意事項）

第１１条の５　単独荷卸しを行う場合においては、消防法令及び別に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

（１）単独荷卸しに関する安全対策設備は、「株式会社　　　　　　　　　」が構築した単独荷卸しの仕組み（以下「単独荷卸しの仕組み」という）に基づき、設置されているものであること。

（２）単独荷卸しは、単独荷卸しの仕組みに基づいた、適切な移動タンク貯蔵所を使用して、且つ必要な保安教育を受けた移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者によって行われるものであること。尚、単独荷卸しの要件に適合しない場合は、立会い荷卸し

として実施するものであること。

（３）危険物保安監督者及び従業員は、当所の営業中に単独荷卸しが行なわれる場合において、移動タンクの安全は停車場所の確保、火気への注意等、保安上必要な対応をとるものであること。

（給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項）

第１２条　給油及び注油以外の業務を行う場合は、給油作業等の支障とならないよう細　心の注意を払うことのほか、特に次の事項に留意しなければならない。

①　給油及び注油、自動車の点検・整備若しくは洗車と関係ない者をもっぱら対象とす　るような業務を行わせないこと。

②　休日等業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するためにロープ、　チェーン等を展張すること。

③　喫煙は、定められた場所で行い、終業時には吸い殻を消火したことを確認し、所定　の場所に廃棄する。

（駐車）

第１３条　当所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、　消防法令で禁止されている場所以外のあらかじめ明示された駐車場所において行わな　わせるものとする。

**第４章　点検及び検査その他安全管理**

（危険物施設の点検）

第１４条　危険物施設の構造及び設備を適正に維持管理するために、消防法第１０条第　４項の技術上の基準に照らし、毎日、定期、臨時点検を実施しなければならない。

２　（　　　　　　　　　）を点検責任者として定め、前項の点検を実施しなければな　らない。

３　点検責任者は、第１項の規定に基づく点検の結果、構造及び設備等に異常を発見し　た場合には、使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、所長に報告しな　ければならない。

４　点検責任者は、第１項の規定に基づく点検を実施したときは、点検記録簿に結果を　記録し、これを保存しなければならない。

（改修、補修）

第１５条　危険物施設の改修、補修等を行うときは、その内容に応じて必要な手続きを　しなければならない。

２　前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう危険物保安監督者が　立ち会い、工事関係者に対して必要な指示するなど、安全対策を講じなければならな　い。又これらの工事を行う場合の参考とするため、許可証等の書類及び図面等を整備　し、保存しなければならない。

**第５章　火災等災害時の措置**

（自衛の消防組織）

第１６条　所長を自衛消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災　等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は別表２のとおり　とする。

（事故時の措置及び消火活動等）

第１７条　事故時の措置及び消火活動等は次のとおりとする。

①　火災の発生又は危険物の流出等を覚知した者は、直ちに当所内の者に知らせること。

②　火災、危険物の流出等が発生した場合には、自衛消防隊長の指揮の下に、直ちに初　期消火、顧客等の避難誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講　ずること。

③　危険物が当所外に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地　域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を　求めるとともに、危険物の流出・拡大の防止、改修等の応急措置を講ずること。

（地震発生時の措置）

第１８条　地震が発生したときは、直ちに危険物の取り扱い作業及び火気設備・器具の　使用を中止しなければならない。なお、施設の使用再開にあたっては、十分に点検を　行い、安全を確認すること。

２　大規模地震対策特別措置法に規定する地震警戒宣言発令時には、別表３に定める任　務分担により活動すること。

（単独荷卸し時の緊急時対応）

第１９条　単独荷卸しの実施者、危険物保安監督者及び従業員は、単独荷卸しの仕組みに基づき、災害その他の非常の場合に適切な措置を行うものであること。非営業時の単独荷卸しにおける緊急時の連絡体制については、別表４に定め、所内の適切な場所に掲示するものとする。

**第６章　教育及び訓練**

（保安教育）

第２０条　所長は従業員に対し、別表５により保安教育を実施するものとする。

（訓練）

第２１条　訓練は、総合訓練、部分訓練とし、総合訓練は年１回以上、部分訓練は年２　回以上とし次により行うこと。

①　総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させて行うほか、危険物取扱作業の緊急停止　及び危険物の拡散防止、防災活動訓練等について総合的に行うこと。

②　部分訓練は、消火訓練及び地震に係る訓練等について行うこと。

（携帯型電子機器を使用する場合の留意事項）

第２２条　給油空地等における携帯型電子機器の使用は、業務上必要な範囲において、以下の点に留意した行うこと。

①　携帯型電子機器の落下防止器措置を講ずること（肩掛けひも付きカバー等）

②　危険物の取扱作業中の者が同時に携帯型電子機器の操作を行わないこと。

③　火災や危険物の流出事故が発生した場合は、直ちに当該機器の使用を中止し、安全が確認されるまでの間、当該機器を使用しないこと。

附則　　この規程は、　　　年　　月　　日から施行する。

別表１

**保安体制組織図**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所　　　　　　長 | 危険物保安監督者 | 危険物取扱者 | 従業員 |
|  | 職務代行者  （　　　　　　　） |  |  |

　　・氏名を記入すること。

　　・監視者については氏名に＊印を付す。（セルフ）

　　・危険物取扱者の内、監視者については営業時間中１名以上常駐する。（セルフ）

　　・危険物保安監督者の職務代行者は氏名を（　　）内に記入する。

別表２

**自衛消防隊組織図**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 自 衛 消 防 隊 長 | | | | （氏名　　　　　　　　）・災害活動全般の指揮及び災害の拡　　　　　　　　　　　　　大防止に関すること  （氏名　　　　　　　　）・消防機関への通報、所内外関係者　　　　　　　　　　　　　への連絡  （氏名　　　　　　　　）・消防隊の誘導、情報提供　顧客の　　　　　　　　　　　　　避難誘導  （氏名　　　　　　　　）・初期消火、危険物の流出・拡大防　　　　　　　　　　　　　止措置 |
|  |  | | |
|  | |  | | 通報・連絡班 |
|  |  |
|  |
| 避難・誘導班 |
|  |  |
|  | | |  |
| 消火応急措置班 |
|  |
|  | | | |

別表３

**大規模地震警戒宣言発令時の任務分担**

|  |  |
| --- | --- |
| 給油業務等 | ・給油業務は原則として停止する。（やむを得ず業務を行う場合　は、地震発生時直ちに必要な措置がとれるようにして行うもの　とする）  ・当所内に駐車中の車両のサイドブレーキを確認する。  ・陳列棚、付随設備等の移動及び転倒防止措置を行う。  ・看板等の固定部分の安全確認を行う。  ・地震情報に基づき、給油業務を中止する旨の掲示を行う。 |
| 専用タンクヘの危険物の荷卸し | ・移動タンク貯蔵所から専用タンクヘの危険物の荷卸し作業は原　則として停止する。  ・元売り先へ危険物の荷卸し業務を停止する旨の連絡を行う。  ・注油口、検尺口等の蓋の閉鎖を確認する。 |
| 計量器等の点検 | ・計量器の固定の確認を行う。  ・懸垂式計量器のホース及びノズルの固定状況の確認を行う。  ・消火器、防災資機材等を点検し、必要箇所への配置を行う。  ・定期点検箇所の再確認を行う。 |
| 火気使用設備等の点検 | ・原則として火気の使用を停止する。  ・ガスの元栓の閉鎖、可燃物の整理状況について確認する。 |
| 建築物等の点検 | ・必要に応じてガラス等をテープ等により補強する。  ・出入口、階段等に障害物がないか確認する。 |
| 活動体制の確立 | ・従業員個々の任務分担の再確認をする。  ・休日、夜間等は従業員を召集し緊急時に対応可能な体制を早期　に確立する。 |
| 防災資機材等の保管  （）内に個数を記入 | ・ロープ　（　　　　　　）　・携帯ラジオ（　　　　　　）  ・懐中電灯（　　　　　　）　・ヘルメット（　　　　　　）  ・油吸着材（　　　　　　）　・乾燥砂　　（　　　　　　）  その他必要なもの |

別表４

**単独荷卸し時の緊急連絡体制**

**（非営業時間帯）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　給油所

１．漏洩、火災の発生時の連絡

移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、荷卸しを中止し、初期対応を行うとともに、下記の業務を行う。

①　所轄消防機関への通報

②　運行管理者または給油取扱所危険物保安監督者へ連絡を行う。

また、移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、所属する事業所の運行管理者に連絡する。

運　行　管　理　者

連絡先①

株式会社

氏名　（　　　　　　　　　）

電話：

携帯： 氏名　（　　　　　）

連絡先②

株式会社

氏名　（　　　　　　　　　）

電話：

携帯： 氏名　（　　　　　）

２．地震、落雷、周辺での火災・爆発事故時の連絡

移動タンク貯蔵所の危険物取扱者は、荷卸しを中止し、運行管理者または給油取扱所危険物保安監督者へ連絡を行い、その他事故発生及び拡大防止に係る必要な措置を行う。

運　行　管　理　者

株式会社

氏名　（　　　　　　　　　）

電話：

携帯： 氏名　（　　　　　）

別表５

**保安教育要領**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象者 | 実施時期 | 内　　　　　容 |
| 全従業員 | 回／年 | ①　予防規程の周知徹底  ②　火災予防上の遵守事項  ③　安全作業等に関する基本的事項  ④　各自の任務、責任等の周知徹底  ⑤　地震対策に関する事項  ⑥　その他 |
| 新入社員 | 入　社　時 |
| 監　視　者 | 監視等の業　　務に従事す  　る前 | 上記①～⑥  ⑦　危険物の性質に関する知識  ⑧　火災予防・消火の方法等に関する知識  ⑨　当所の設備の構造・操作に関する事項 |